

(お知らせ)

平成23年2月2日
NTT西日本 宮崎支店

霧島連山・新燃岳噴火による被災に伴う電話料金等の取り扱いについて

このたびの新燃岳噴火により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本宮崎支店(支店長 加賀吉弘)は、このたびの新燃岳噴火に伴い、被災及び避難されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等の取り扱い

このたびの被災に伴い、災害対策基本法に基づく「避難勧告等」が連続して24時間以上に亘り発令された以下の地域にお住まいの加入電話等をご利用のお客様について、24時間ごとの日数を算出し、その日数に対応する電話サービスの基本料金等※1をいただかないこととします。

また、電話料金等の支払期日を1ヶ月延長することとします※2。

※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料。

※2 口座振替・クレジットカード支払いのお客様については、自動引き落としとなるため、対象外とさせていただきます。

(平成23年2月2日18時00分 時点)

・宮崎県西諸県郡高原町 北狭野区 南狭野区 花堂区 中平区(一部)

なお、今後、被災地の追加があった場合には、同様の措置拡大を行います。

2. 移転工事料金の取り扱い

このたびの被災に伴う避難勧告等及び建物損壊により、別の場所に移転する場合に係る移転工事費、利用休止及び一時撤去の工事料金をいただかないこととします。

ただし、元の居住地へ戻る等、再度の移転工事料金は対象とはなりません。

3. 電話以外の電気通信サービスの取り扱い

電話サービスに準じた取り扱いとします。

4. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

※携帯電話・PHSからは0800-2000116

受付時間:午前9時～午後5時/土曜、日曜、祝日も受付(12/29～1/3除く)

平成23年2月3日 訂正

「1. 電話サービスの基本料金等の取り扱い」について、※1を追記し、記載内容を補足いたしました。

【本件に関する報道機関からの問い合わせ先】
NTT西日本 宮崎支店
企画総務部 地域ふれあい促進室 仮屋
(TEL) 0985-23-8707